

# 有機食品の認証制度の仕組みと認定取得の手順 及び認定事業者に求められること

農林水産省登録認定機関登録第17号

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

2006年3月施行新JAS法対応第9版

2006年1月11日制定 最新改訂 2011年6月21日 第9版

## I、第三者認証による安心の証

有機農産物、有機加工食品の認証制度は、事業者のみなさんが、JAS法で定められた次の3つの手順を踏むことによって、消費者が安心してみなさん方の製品を購入できるようにする制度です。いわば、安心の証（あかし）です。なお、日本の有機JAS規格は、国際的な有機食品規格にも適合しています。

☆三つの手順

- 1、農林水産大臣から登録を受けて公正な認定を行う登録認定機関（第三者）から、認定を取得する。まず何よりも認定事業者になることから始まります。
- 2、認定を受けた圃場や工場で決められたルールを守って生産し、生産が終了したら、記録にもとづき生産行程の検査を行います。
- 3、検査に合格した製品に、格付の表示（有機JASマーク）をルールに従って表示し出荷します。



## II、認定事業者になるために必要なこと

認定事業者になるためには、満たさなければならない基準があります。また業務の内容にうより、取得する認定が異なります。つぎの表の通り。農林物資の種類ごと及び圃場や工場ごとに取得します。

業務内容	取得する必要がある認定	認定の単位	認定の基準
有機農産物の生産	有機農産物の生産行程管理者	圃場ごと	有機農産物及び有機飼料（農産）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的

			基準（告示 1830 号）
有機加工食品の生産	有機加工食品の生産行程管理者	工場もしくは事業所ごと	有機加工食品及び有機飼料（加工）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（告示 1831 号）
有機農産物の小分け	有機農産物の小分け業者	小分けに係る施設もしくは事業所ごと	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物について的小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準（農林水産省告示 1833 号）
有機加工食品の小分け	有機加工食品の小分け業者	小分けに係る施設もしくは事業所ごと	同上

\* この基準はとうぜん、認定事業者の有機に関する業務全般の実施基準になります。

### Ⅲ、認定事業者が生産もしくは小分けを行うルール

#### 1、生産のための基準（日本農林規格と呼んでいる）

有機農産物や有機加工食品の生産、それらの小分け作業には、決まったルールがあります。このルールに従って生産や小分けの業務を行う必要があります。農林水産省の告示で定められています。それぞれが生産したり扱ったりする農林物資（酒と医薬品を省く食料品及び油脂と政令で決められたもの）の種類ごとに規格として定められています。

農林物資の種類と業務	守るべきルールになる規格
有機農産物の生産	有機農産物の日本農林規格（制定農林水産省告示第 59 号 最新改正告示 1180 号）
有機加工食品の製造	有機加工食品の日本農林規格（制定農林水産省告示第 60 号 最新改正告示 1464 号）
有機農産物の小分け	有機農産物の日本農林規格第 4 条の収穫以後の工程に係る管理の基準及び第 5 条
有機加工食品の小分け	有機加工食品の日本農林規格第 4 条の製造、加工、包装その他の工程に係る管理の基準 2 の準用、3、4、5 及び第 5 条

\*小分け業者は自ら格付を行うことができませんので、格付したものを仕入れて小分けした後、再表示するために、製品の生産や製造に係る基準はありません。

#### 2、必ず格付を行って表示すること

有機農産物や有機農産物加工食品については、必ず格付を行ったのち、格付の表示（JASマーク）をつけて、「有機〇〇」などの名称の表示を行うこととされています。このために、認定事業者は農産物や加工品などの製品に有機の表示をおこなって出荷する際、次のみつつの手続きが求められます。

- ① 生産行程の管理記録を作成し、保管する。
- ② 作成された管理記録にもとづいて、生産行程を検査する。
- ③ 検査に合格したもののみ有機 JAS マークをつける。

## IV、認定取得の手順

### 1、講習会の受講

認定事業者の生産行程の管理を行う責任者や格付の検査を担当する人は、あらかじめ登録認定機関の講習会を修了して基準を良く理解することが必要となります。有機中央会では、2ヶ月に1回くらいの割合で講習会を開催しています。ホームページで確認してください。

### 2、認定の技術的基準に適合する生産管理システムの構築

基準を理解したら、基準に適合する生産システムを構築することが必要です。予定や「つもり」では認定を取得できません。また書類だけでできていても実態がともなわなければ取得できません。有機食品の生産や製造、行程の管理が実際にできる体制が必要です。有機農産物の場合には、実際に有機農産物の生産を行っている圃場も必要です。

### 3、認定申請書類の作成と申請

準備ができたなら申請書類の作成です。書式は、有機中央会のホームページの認定取得の手順というところにあります。自由に取得してください。提出必要書類の一覧も掲載されています。書式が指定されていないものは、フリーのスタイルです。

### 4、審査

#### ①審査の流れ（有機中央会の認定審査の流れ）

申請書類が提出されると審査が始まります。審査は、書類審査と実地検査があり、実地検査が終わると判定が行われます。Ⅱに示した認定事業者になるための基準に適合していると判定されると、認定になります。認定を受けると、Ⅲに示したルールにしたがって生産されたものを格付する業務ができます。

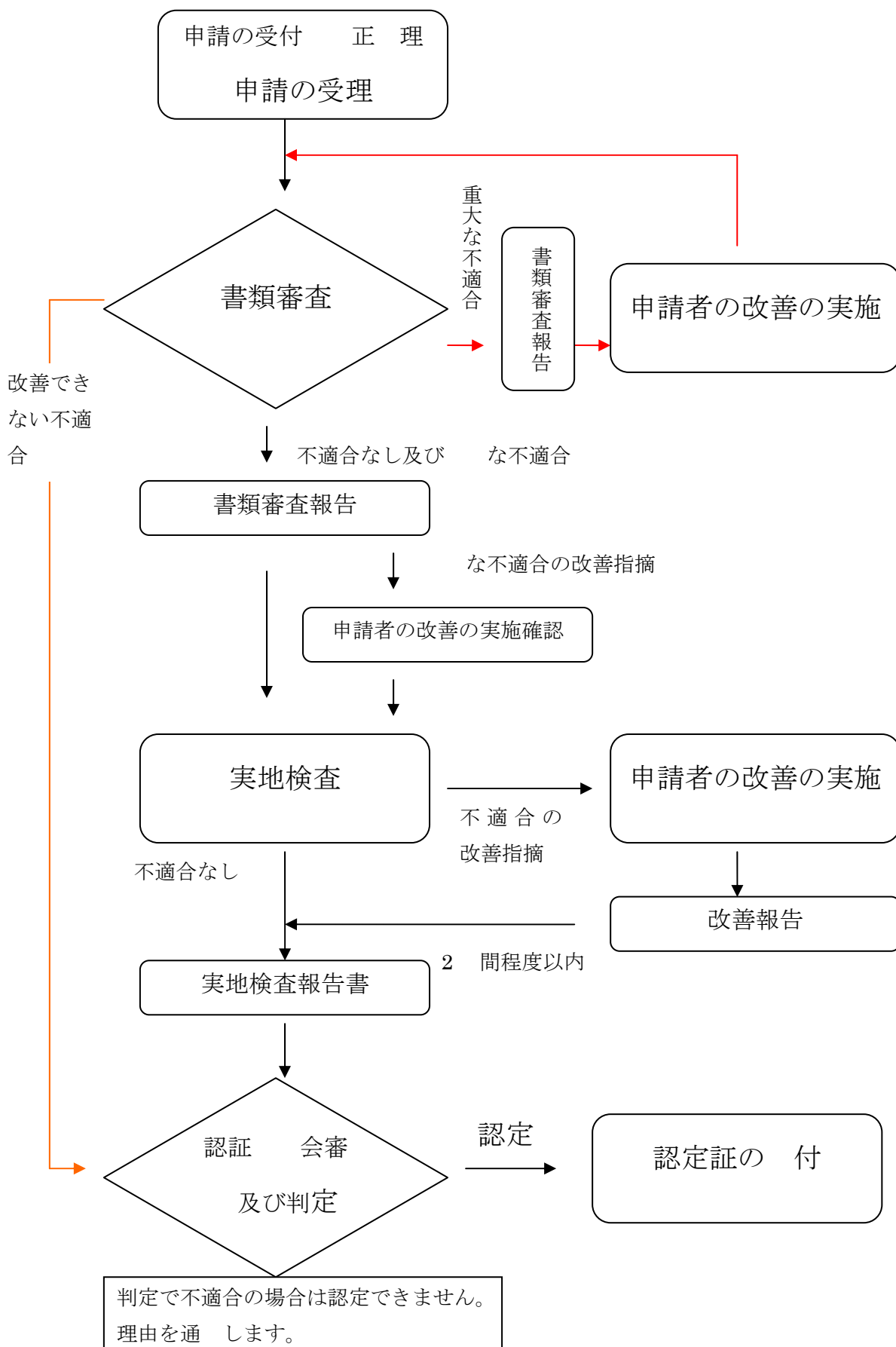
#### ②審査過程での改善指摘

審査のプロセスごとに、認定の技術的基準に不適合であったり、不十分だった場合は、質問したり、改善が必要なことを指摘します。指摘された不適合が改善されると次のプロセスに進みます。

#### ③審査の期間

標準的には3ヶ月（90日）です。ただし、不適合の改善のために要している期間や休業日は含みません。

有機中央会の認定審査の流れ（新規申請）



## V、認定事業者を求める一般的条件（JAS法施行規則第46条にもとづく要求）

認定を受けた事業者は、とうぜん一定の法的責任を負うことが必要となります。本会は、認定を受けた事業者のみなさんに、以下のことを求めます。また、認定事項の公表についても留意していただかなければなりません。

（一般的条件）

- 1、認定に係ることが、認定後も継続して認定の技術的基準に適合するように努めてください。
- 2、JAS法第14条、JAS規格及びJAS規格にJAS規格を守り、格付及び格付の表示を適正に実施してください。
- 3、JAS法第15条にもとづく農林水産大臣の改善令を受けた場合には、速やかに改善を実施してください。また、JAS法第15条第2項及び第15条の第1項による農林水産大臣による農林水産消費技術センターの査閲には、誠実に、事実を正しく報告し、検査を怠り、隠蔽したり、しないください。
- 4、名称や所在地、その他の認定事項をしようとするとき、JAS規格の業務をしようとするときは、あらかじめ本会に報告してください。
- 5、認定に係る事項について報告や表示を行う場合は、次のことを守ってください。
  - ア、認定に係わる農林物資以外の製品についても認定を受けているかのように認させないようにすること。
  - イ、登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について認させるおそれのないようにすること。例えば、登録認定機関が生産物を検査しているかのようなまじがった表示をしないようにすること。
  - エ、その認定に係る種類の農林物資が当該農林物資の種類に係る農林規格に適合していることを示す以外の方法で行わないこと。例えば、有機農産物がイソマルト年間農薬や肥料を一貫して用いないことを保証しているかのような間違った表示をしないこと。
  - オ、本会が関与したものであるとして、報告や表示の改善、報告や表示の中求めたときには、これに応じてください。
- 7、他人にその認定や格付、格付の表示に関する情報の提供を行うときには、以下のことに努めてください。
  - ア、認定に係わる農林物資以外の製品についても認定を受けているかのように認をまじく表示をしないこと。
  - イ、登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について認させるおそれのないようにすること。
  - エ、認定事業者が認定の技術的基準に適合した状態を維持していることを確認するために、

年に一回以上みなさん方の業務の 査（年次 査）を行います。この年次 査に  
してください。 査において不適合事 がある場合は、改善を求めます。改善を求め  
られたらすみやかに、必要な改善を行ってください。

9、 年 月 までに、 年度の格付もしくは格付の再表示の実 を本会に報告してくだ  
さい。

1 、認定事業者のみなさんが格付に関する業務を適 に実施しているかどうか、 の  
方法が適 であるなどを確認するために必要があるときは、本会はみなさん方に次の  
ことを求めることがありますので、 してください。

、 当する業務の内容について本会に報告すること。

イ、本会検査 が、認定事業者の工場や事務所に いて、記録や施設などを実地に  
検査すること。

（業務の一 もしくは一 請求や取り消しを行う場合）

1 1、認定事業者のみなさんが、次のような場合には、その の程度に応じて、格付し  
てある製品の出荷 、製品の回収、 物の回収、格付の業務の一 もしくは一  
などを求めます。また、 的に 行 を行う場合などは、認定そのもの  
を取り消すことがあります。

、 1 から 1 のことに し、 1 の の報告をしないとき。

イ、 1 から 1 のことに し、 の報告をしたとき。

、 1 から 1 のことに し、 1 のイの検査を み、 、もしくは  
したとき。

、認定事業者の業務方法に認定の技術的基準 の不適合が検出され、かつ不適合  
品が格付される れがあるとき。

1 2、 号の格付に関する業務の 及び格付の表示のある生産物や製品の出荷の の  
求めに応じないときは、認定を取り消します。

（認定に係る事 の公表）

1 3、認定を行った場合は、以 の認定事 を本会のホームページに公表します。消費者  
からの問い合わせがあった際には、 の を ます。

（1）認定事業者の 名 は名称及び所 地の 名

（2）認定にかかわる農林物資の種類及び な生産物

（3）認定の年月日

（4）認定の 分

（5）認定 号

1 4、認定事業者の格付業務の一 もしくは一 請求及び格付の表示を付してある農  
林物資の出荷 請求をした場合、以 の事 について する者が事務所で 覧

できるようにする。

- (1) 請求に係わる生産行程管理者 の 名 は名称及び 所
- (2) 請求にかかわる農林物資の種類（請求が当 認定事業者の認定に係わる農林物資のすべてに係るものであるときは、その ） びに格付業務の 及び格付の表示の付してある農林物資の出荷の を請求している
- (3) 請求にかかわる工場、圃場 は事業所の名称及び所 地
- (4) 請求の年月日
- (5) 請求の理由

15、認定事業者の認定の取り消しを行ったとき及び格付業務 請求に事業者が応じないときには、以 のことを、本会ホームページ上に公表します。

- (1) 当 事業者の 名 は名称及び所 地
- (2) 当する農林物資の種類及び な製品
- (3) 当する工場、圃場 は事業所の名称及び所 地
- (4) 業務 もしくは取り消しの理由
- (5) 業務 もしくは取り消しの年月日
- ( ) 付していた認定 号

16、認定事業者から格付業務の を受理したとき、以 の事 を、 する者が事務所で 覧できるようにするとともに、本会ホームページ上の認定事業者一覧より します。

- (1) した事業者の 名 は名称及び 所
- (2) に係わる農林物資の種類及び な生産物
- (3) に係わる工場、圃場 は事業所の名称及び所 地
- (4) の年月日
- (5) 認定 号

(製品のク ームなど の適 な対応と有機製品 の の確保)

17、有機製品、もしくはそれに関して ち まれた に対して適 な をとってください。

18、ク ーム対応については、本会の 査のときに報告してください。

( マークの適正な利用と認定証の管理、関 法規の 守)

19、 マークの 用については、関 法規及び本会の有機 マークの作成規程にしたがって、適正に 用し、管理してください。

20、認定証にあっては、適 に管理し、不正 用のをはかってください。記載事の により不用となった認定証は、すみやかに本会に してください。

21、 法及び関 法規を 守し、製品の表示は、適 に実施してください。

(事 に関する 会的責任)

22、不適合業務によって 生じた責任は、これを ってください。またその不適合業務によって不適合製品 が流出した場合には、 生する を最小 にとどめるように めてください。

## VI、認定事業者が認定後に必要な報告

認定事業者が、本会に報告しなければならないことと報告の 期は、以 の通りです。

報告	報告 期	報告の 式
年次 査のための報告	実地検査予定月の 月 日。ただし大きい団体は ヶ月	年次 査のための報告書
格付実 報告	年 月 まで。	格付実 報告書 ( になることがありますので 月にホームページに掲載します)
認定事 の	。 出で むものと審査が必要なものとがありますので してください。	認定事 報告書
表示いっせい 検	年 月の格付実 報告 にいっし に提出	なし
表示	作成 。版 の で など をいただければ適合 を行います。	なし
格付業務の (すべての認定の取り )		所定の格付業務の 。公表していませんので ください。
のこと	必要があったとき。	なし

1、本会が 式を指定しているものは、ホームページに公開しています。必要なときに、最新版を取得してください。 式が わることがありますので、必要なときに取得してください。

2、認定事 の の場合の 出だけで良いものと審査を受ける必要があるものの

認定の技術的基準に係る事 を した場合には、 として審査を受けることが必要になります。審査が必要な については、書類審査と実地検査、もしくは書類審査のみによって、審査を行うことになります。

## VII、審査に対する不服審査請求など

### 1、不 審査請求

申請者のみなさんが判定に不 がある場合には、不 審査を請求することができます。通 された判定に不 がある場合は、以 の内容を記載して、本会理事 に提出してください。特に書式の指定はありません。ただしA4版の を 用してください。 ールの場合は、本会事務 の ールに してください。

記載すること

- 1、不 審査を請求する の記載
- 2、請求する者の名称
- 3、 所
- 4、 号
- 5、あて 本会理事
  - 、不 審査を請求する審査の内容（どの審査が不 であるかを特定すること）
- 7、理由
  - 、理由の なる記録や があるがある場合は、 付。

付

本会事務

審査

不 審査請求が受理されると不 審査 会で審 されます。30日以内に不 審査請求の扱いが決定され、みなさんに通 されます。

### 2、判定以外のことについての異 申し て

判定以外のことで本会の認定に係る業務について異 がある場合は、申し てることができます。その場合も、申し て者の名称、 所、 、異 申し ての内容、 書類がある場合は を るなどして、本会あて 付してください。 ールの場合は、本会事務 の ールに してください。申し てを受けると一 間くらいで を決定しますので、2 間以内程度で扱いを通 します。

有機中央会ホームページ URL \_\_\_\_\_

ール 事務 \_\_\_\_\_

事務 \_\_\_\_\_